

ELV Recycling Law

使用済み自動車を扱う
事業者の皆さまへ



日本国内で使用済み自動車を扱う事業者は、
自動車リサイクル法に則した業務・手続き
(自治体の許可の取得等)を行う必要があります。

※2005年1月より自動車リサイクル法が施行されました。

※必要な手続きを行っていない場合、罰則の対象となります。



Point 1

使用済み自動車を扱う事業者は都道府県知事等への登録・許可が必要です。必ずご確認ください。

確認1

中古車の取引を行っていますか？

↓ Yes



No

自治体への手続きは
特にありません。

使用済み自動車を引き取ることはありますか？

↓ Yes



No

「引取業者」に該当し、自治体への登録が必要です。



自動車リサイクルシステム
コンタクトセンターへ問合せ

※一度「使用済み自動車」として引取ったクルマを再登録・中古車輸出することは、原則できませんので、十分に注意してください。

確認2

中古車から部品取りを行いますか？

↓ Yes



No

自治体への手続きは
特にありません。

「解体業者」に該当し、自治体の許可が必要です。



自動車リサイクルシステム
コンタクトセンターへ問合せ

確認3

中古車を輸出することはありますか？

↓ Yes



No

自治体への手続きは
特にありません。

中古車の輸出に際して部品の取外しや
ハーフカット等の解体を行うことはありますか？

↓ Yes



No

「解体業者」に該当し、自治体の許可が必要です。



自動車リサイクルシステム
コンタクトセンターへ問合せ



Point 2

使用済み自動車を扱う事業者は都道府県知事等への登録・許可とあわせて、自動車リサイクルシステムへの登録が必要となります。

● 詳しくは裏面の各問合せ先まで。



Point 3

許可なく使用済自動車や解体中の自動車（廃車ガラ）を取扱うと、無登録・無許可営業として処罰（5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金）されます。既に自動車リサイクル法違反により、全国でいくつかの事業者が、警察による逮捕等の厳しい措置を受けておりますので、十分御認識ください。

※事業者は、使用済み自動車等の引取り・引渡しをパソコンでインターネットを利用し報告する必要があります。
【電子マニフェスト（移動報告）制度】

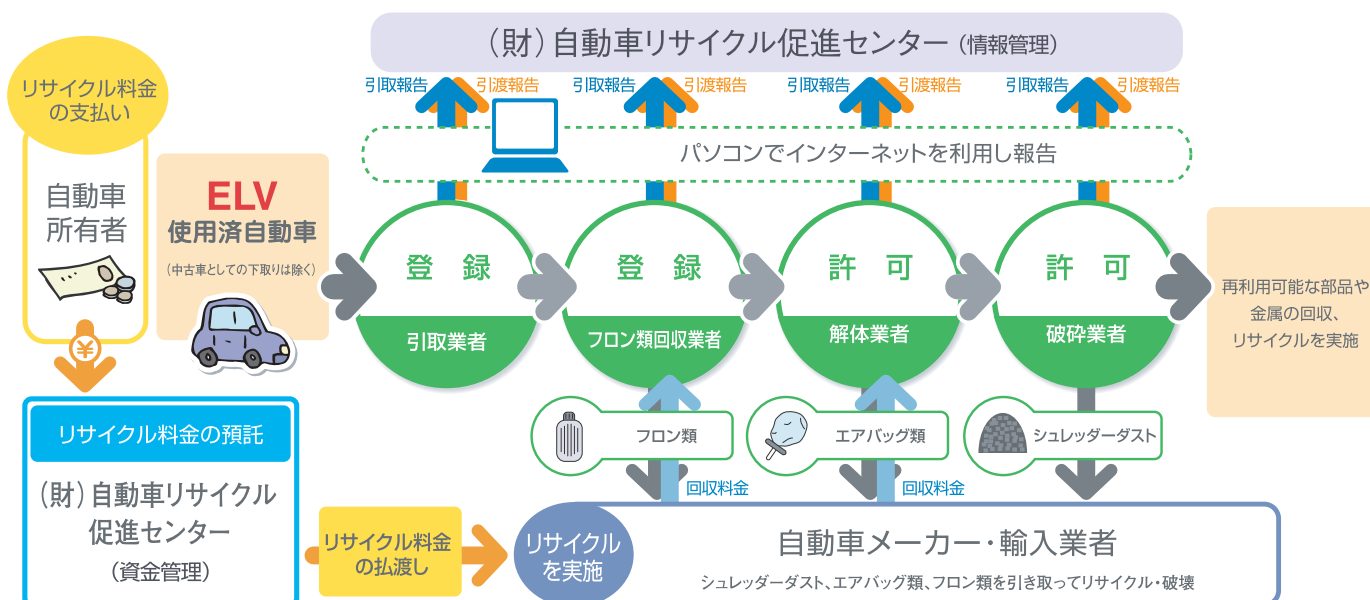


業務内容	業区分	登録・許可制度	リサイクルシステム
自動車の最終所有者から使用済み自動車を引き取る	引取業	都道府県知事等への登録	自動車リサイクルシステムへの登録
使用済自動車からフロン類を回収する	フロン類回収業	都道府県知事等への登録	自動車リサイクルシステムへの登録
使用済自動車からの部品取り、使用済み自動車の解体	解体業	都道府県知事等の許可	自動車リサイクルシステムへの登録
廃車ガラのプレス・せん断、シュレッダー処理を行う	破砕業	都道府県知事等の許可	自動車リサイクルシステムへの登録

上記登録・許可なく使用済自動車や廃車ガラを取り扱うと、無登録・無許可営業として処罰（5年以下の懲役又は1千万円以下の罰金）されますのでご注意ください。

自動車リサイクル法の仕組み

- リサイクル料金は自動車の所有者が原則新車購入時または継続検査時に支払います。
- 使用済み自動車を扱う事業者は都道府県知事等への登録・許可が必要です。
- 回収されたシュレッダーダスト、エアバッグ類およびカーエアコンのフロン類は自動車メーカー・輸入業者が引き取ってリサイクルを行います（フロン類については破壊）。



- 一度「使用済自動車」として引取ったクルマを再登録・中古車輸出することは、原則できませんので十分に注意してください。

<自動車リサイクル法の詳細>

経済産業省ホームページ

- http://www.meti.go.jp/policy/automobile_recycle/index.html

<自動車リサイクルシステムに関するお問い合わせ先>

自動車リサイクルシステムコンタクトセンター（コールセンター）

- 電話：03-5673-7396
- 受付時間：平日 8:30～20:00（土日・祝日 9:00～18:00）